

長久手市耐震等関連事業補助金

代理受領制度のご案内

○代理受領制度とは？

補助金を利用して耐震改修工事等を行う場合に、補助金の交付の請求及び受領を業者へ委任することで、業者に支払う額が補助額を除いた額となるため、工事等のために準備する資金の負担が少なくなります。

詳細は下記の図をご覧ください！

通常

〈例〉工事費200万円、補助金額100万円の場合



代理受領を活用すると、自己資金100万円で200万円の工事を実施できます。

代理受領



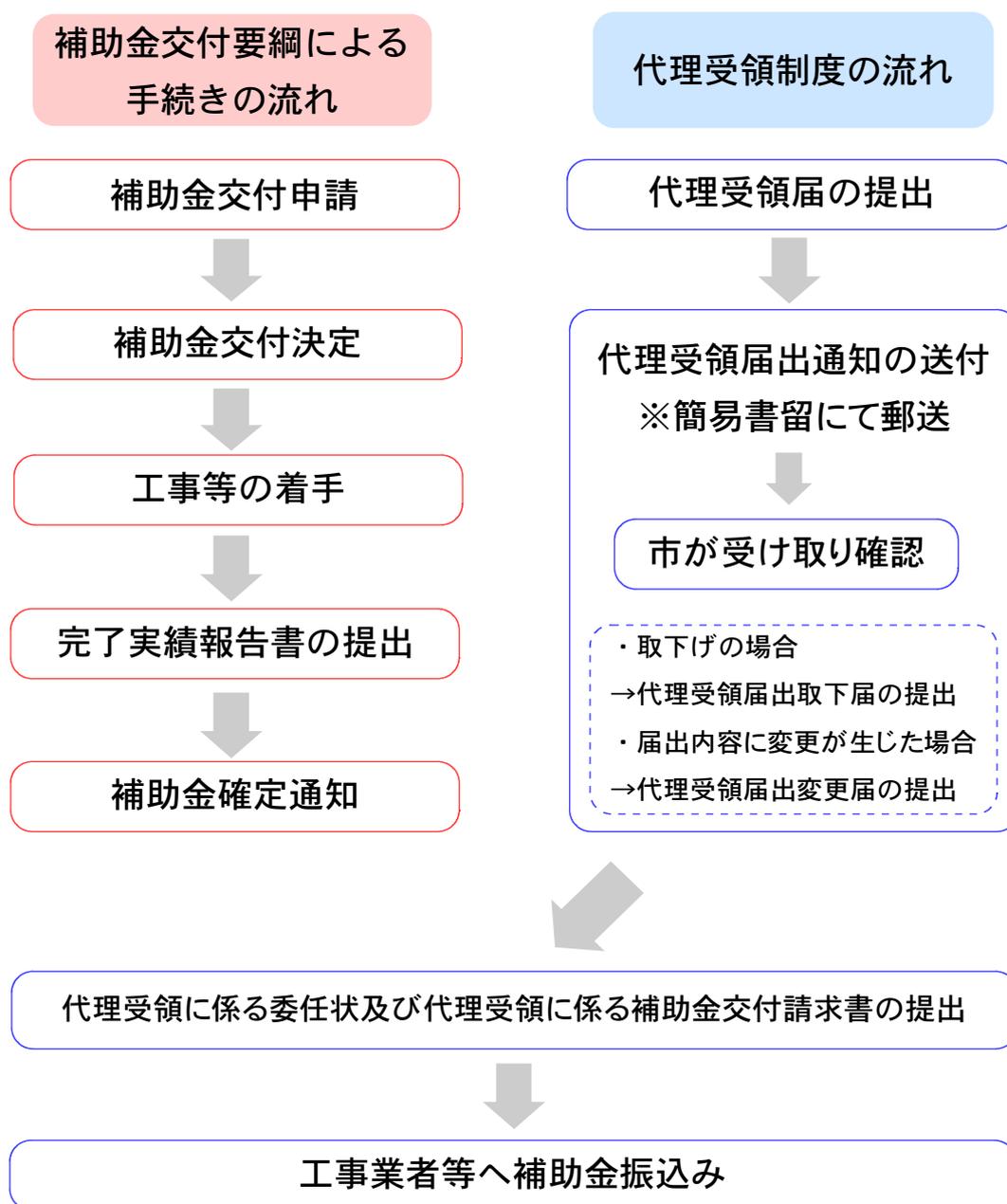
○代理受領制度が活用できる補助金

- ・ 民間木造住宅耐震改修費補助金
- ・ 非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金
- ・ 民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金
- ・ 民間木造住宅除却工事費補助金
- ・ ブロック塀等撤去費補助金
- ・ 民間木造住宅段階的耐震改修補助金

○代理受領制度を活用したい方は

- ・ 補助金交付申請にあわせ代理受領届出書の提出が必要です。
- ・ 代理受領の手続きの流れについては、以下をご覧ください。
- ・ 申請者と工事業者等が代理受領を行うことについて確実に合意していません。双方でよく打合せのうえ、決めてください。
- ・ 長久手市では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を簡易書留で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領制度が活用できませんのでご注意ください。

○代理受領制度の流れ



【お問合せ】 長久手市 建設部 都市計画課 TEL 0561-56-0622